

## 農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年1月に農業用の軽油取引税免税証を一括交付しています。  
下記の日程で申請を受け付けします。

### ■日程

受付日	受付時間・対象地域		受付会場
	午前の部 (午前9時～11時30分)	午後の部 (午後1時～3時30分)	市役所 304会議室
1月28日(火)	石橋全地区	石橋全地区	
1月29日(水)	国分寺全地区	国分寺全地区	
1月30日(木)	南河内地区 ※1	南河内地区 ※2	下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室
2月10日(月)	(午前9時～11時30分) 共同・受委託	(午後1時～4時) 共同・受委託	

※1 下原、西区、薬師寺一丁目～六丁目、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狭、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、仁良川下、祇園町

※2 本吉田北、本吉田南、絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、塚越、磯部、川島、上吉田、鯉沼、三王山、西坪山、祇園、緑

### ■必要なもの

- ・免税軽油使用者証
  - ・印鑑
  - ・免税軽油の取引等に係る報告書  
(新規申請以外の方)
- ※納品書または領収書を添付(写しでも可)。  
※未使用の免税証(原本)添付。
- ・使用者証更新手数料420円  
(新規申請及び使用者証更新の場合)
  - ・耕作証明書  
(新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
- ※使用者証更新のみの場合は不要です。

### ■注意事項

- ・新規申請の方には、免税証は後日、交付されます。
- ・新規申請及び免税機械の追加や入れ替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書、納品書、領収書等)をお持ちになるか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ・国税及び地方税の延滞処分を受けた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ・朝一番、午後一番の時間帯は例年、混雑します。
- ・更新手数料420円はおつりがないようにご準備ください。
- ・上記の期日に申請することができない場合は、栃木県税事務所にお問い合わせください。

### ■問い合わせ先

栃木県税事務所 ☎0282(23)6882

## 農地パトロールを実施しました

遊休農地等を把握するため、10月28日から1週間にわたり、農政課・農業公社との連携のもと農地パトロールを行いました。

パトロールにより、遊休農地等の対象となった農地の所有者等に改善の依頼を通知するとともに、今後、農地をどのように管理するかなど、利用意向調査を行います。

こちらの調査にご協力いただけなかった対象者には、農業委員会から農地中間管理機構と協議するようお願いすることがあります。

